

国立大学法人群馬大学寄附金等事務取扱規程

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成16.10. 1	平成16.12. 1
	平成18. 6. 1	平成19. 3. 1
	平成19. 3. 1	平成19.12. 1
	平成20.12. 1	平成21. 6.24
	平成23. 4. 1	平成26. 4. 1
	平成28. 6. 1	平成28. 9.21
	令和元.11. 1	令和 2.12.16
	令和 3. 2. 3	

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における寄附金、助成金又は有価証券（以下「寄附金等」という。）の受入れ及び経理事務の取扱いについては、国立大学法人群馬大学会計規則（平成16年4月1日制定。以下「会計規則」という。）及びこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において「学部等」及び「学部長等」とは、国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程（平成16年4月1日制定）第3条に定めるところによる。

2 この規程において「寄附金」とは、善意に基づく自発的な意思による本学の教育、研究等の振興のために寄附される現金をいう。

3 この規程において「助成金」とは、研究等を本学にて実施することを目的に助成団体に対し応募申請等を行い、採択によって当該助成団体から支給される助成金をいう。

4 この規程において「有価証券」とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）、株式、新株予約権及びその他文部科学大臣の指定する有価証券をいう。

(寄附金等の目的及び受入れの制限)

第3条 寄附金等は、次の各号に掲げる経費に充てる目的で受け入れるものとする。

- (1) 学術研究のための経費
- (2) 教育のための経費
- (3) その他本学の運営のための経費

2 寄附金等を受け入れようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これを受け入れることはできない。

(1) 次に掲げる条件が付されているとき。

ア 寄附金等により取得した財産を無償で寄附の申込者（以下「寄附者」という。）又は助成団体に譲与すること。

イ 寄附金等による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者又は助成団体に譲渡し、又は使用させる

こと。

ウ 寄附金の使用及び有価証券の売却等について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。

エ 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金及び有価証券の全部又は一部を取り消すことができること。

オ その他学長が本学の業務遂行上特に支障があると認める条件

(2) 有価証券のうち、株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）について、次に掲げるものに該当するとき。

ア 株式等の発行会社の社会的な立場及び信用度に問題があるもの

イ 本学が発行済み株式総数の過半数を占めることとなるもの

ウ 譲渡制限付き株式であって、譲渡につき承認が得られていないもの

エ その他本学の運営に支障があると判断したもの

(3) 寄附金等を受け入れることにより著しい経費の負担を伴うとき。

3 学長は、目的を定めず、かつ、無条件で寄附の申込みがあったときは、第1項に定める目的を付すことにより受け入れることができる。

(寄附金等の受入れ審査)

第4条 寄附金を受け入れようとするときは、学長は学部長等に寄附金の受入れに係る審査を一任し、学部長等は次の各号に掲げる手続を行うものとする。

(1) 公募により寄附金を受け入れようとするときは、その実施に当たり、当該学部等において募金要項を作成の上、事前に外部資金受入審査委員会に審査を付託し、審査結果報告書を学長に提出すること。

(2) 公募以外の方法により寄附金を受け入れようとするときは、事前に外部資金受入審査委員会に審査を付託し、審査結果報告書を学長に提出すること。

2 研究者は、助成金が採択されたときは、学部長等に報告し、学部長等にあつては当該助成金の受入れについて外部資金受入審査委員会に審査を付託し、審査結果報告書を学長に提出するものとする。

ただし、応募申請に際し学長承認を得ている助成金については、外部資金受入審査委員会による審査を省略することができる。

3 有価証券を受け入れようとするときは、第1項の規定を準用する。

4 外部資金受入審査委員会については、別に定める。

(寄附金等の受入れ決定)

第5条 寄附金等の受入れの決定は、学長が行うものとする。

2 学長は、寄附金等の受入れを決定したときは、直ちにその旨を当該学部長等に通知するものとする。

3 第3条第3項の規定により受入れを決定したときは、目的を示して通知するものとする。

(寄附金等の収納)

第6条 寄附金等は、指定の口座又は出納役において収納するものとする。

(寄附金等の移管)

第7条 学部長等は、研究担当者が他研究機関へ異動する等の事由により受け入れた寄附

金等を異動先の他研究機関へ移管する必要があるときは、学長に異動先研究機関との協議を申し出るものとする。

2 学長は、前項の異動先研究機関との協議が整った場合は、当該寄附金等を異動先研究機関に移管するものとする。

3 前2項は、本学に異動した研究担当者に係る異動元の他研究機関からの寄附金等の移管について準用する。

4 学部長等は、寄附金が著しく少額となったため当該寄附目的に使用できなくなったときは、学長の許可を得て他の寄附金に移管することができるものとする。

(寄附金等の会計処理)

第8条 寄附金等に係る会計処理は、会計規則及びこれに基づく諸規程の定めるところにより処理するものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月3日から施行する。